

淀川水系流域委員会 第 2 回住民参加部会検討会(2003.8.20 開催)結果概要

03.9.9 庶務作成

開催日時：2003 年 8 月 20 日（水） 13:30～17:00

場 所：a x ビル 4 階 アクスネット CD ルーム

参加者数：委員 14 名、河川管理者 10 名

1 決定事項

- ・ 山村リーダーと荻野サブリーダーが本日の各班報告を元に住民参加部会の意見書案を作成し、第 6 回住民参加部会（8/28 開催）に提出する。庶務は、本日の検討会での意見を早急にまとめ、委員に送る。
- ・ 各委員は、8/22（金）までに、住民参加部会の意見書に記載すべき意見を提出する。
- ・ 各委員は、「社会的合意のあり方」に関する意見を提出する。
- ・ 8/28～9/4 までに部会長、部会長代理、とりまとめリーダー・サブリーダー、各班リーダーの 7 人で作業部会を開催し、9/5 の委員会に向けて、住民参加部会の意見書の最終調整を行う。
- ・ 第 6 回住民参加部会（8/28 開催）にて、河川管理者より、対話集会に関する取り組みの現状について説明を行っていただく。

2 検討内容

委員会、他部会の状況報告

庶務より、資料 1「委員会および各部会の状況(提言とりまとめ以降)」をもとに、委員会及び他部会の活動状況等について報告が行われた。

説明資料（第 2 稿）の検討についての意見交換

) 住民との対話集会に関する河川管理者との質疑応答

住民との対話集会の取組みの現状や問題点に関して河川管理者と委員との質疑が行われた。主な意見については、「3 主な意見」を参照。

) 各班からの報告と意見交換

部会の意見とりまとめに向けて、各班から状況報告および意見交換が行われた。主な意見については、「3 主な意見」を参照。

) 次回部会について

次回の部会までの各委員の作業について話し合わせ、上記「1. 決定事項」の通り決定した。

3. 主な意見

< 住民との対話集会についての河川管理者との質疑応答 >

- ・ 対話集会についての現状の取り組みや問題点等があればご報告いただきたい。(部会長)
対話集会については現在準備を進めているが、具体的な取り組みはこれからなので、まだ問題点が出せるような段階には至っていない。ファシリテーターとなる人が決まれば、その方と相談しながら具体的な方法等を検討していくつもりだ。(河川管理者)
ファシリテーターを決めてから具体的な方法を考えるのではなく、まずは河川管理者内部で住民意見を反映するために、どんな方法を取るべきか議論すべきだ。
淀川河川事務所では少し先んじて具体化している。委員会に推薦された方の中からファシリテーター 2 名を選んだ。テーマは高水敷の切り下げと狭窄部の開削。これから住民参加者を公募する。ファシリテーターには提言等委員会関連資料を渡している。(河川管理者)
- ・ ファシリテーターは 1 つの会議につき 1 人だけしか設置しないのか。
会議の規模や開催頻度にもよるだろう。(河川管理者)
ファシリテーターの役割は大きく司会、通訳、記録の 3 つ。司会と記録の両立は難しいので、ファシリテーターは 2 人必要ではないか。
- ・ 住民との対話といっても様々な方法がある。提言の内容はあくまでも一例であり、それだけで十分とはいえない。新しく河川法で定められた住民参加の理念を実現するためには、これまでのように行政が一方的に説明するだけの説明会ではなく、計画の策定段階から双方向の議論で住民が参加できる機会を設ける必要がある。
今の河川管理者の説明会では、地域に混乱を招くだけで結論を見出すことは困難である。一刻も早くファシリテーター方式の対話集会を始めて欲しい。
とりあえず、決めたことを住民に説明する場は必要であると考えている。河川敷のグラウンドやダムの問題など個別に対立があるような問題については、テーマに基づいた討論会形式で行うことを考えている。また、説明会では一方的な説明のみではなく、質疑応答の時間もとっているし、出てきた質問にも一つ一つ丁寧に答えている。ただ、意見交換という意味においてはまだ十分とは言えない。(河川管理者)
集会で出された意見に、河川管理者がある程度制約を受けるようなシステムでやってほしい。
委員会としても、対話集会等、住民意見聴取のあり方について主張や意見を明確にしておく必要がある。
- ・ 河川管理者には、できるだけ早く住民との対話集会に取り組んでもらい、その都度、委員会、部会に経過報告をお願いしたい。(部会長)

<各班からの報告についての意見交換>

- ・「何をもって社会的合意とするのか」は、非常に重要な問題である。委員会として議論し、具体化するのか。

社会的合意とは、全員の意見が一致する必要があるわけではなく、反対意見の人も納得できる状態のことである。合意と同意は同じではない。

社会的合意が最後まで得られない場合もあるだろう。得られる、得られない、の境界はどう判断するのか。

河川法によると、河川管理者に義務付けられているのは、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることであり、必ずしも意見に応じて案の内容を変更することを義務付けたものではない。

単に住民参加の手続きさえ取っていれば河川法はクリアできるが、我々はそれ以上のことを要求している。

「社会的合意」とは何か、について部会としてまとめる必要がある。各委員には資料や意見等を出して頂き、理念班にまとめていただきたい。(部会長)

- ・住民の方から河川管理者に働きかける形でないと、本来の住民参加は成り立たない。予算も施策の決定権も行政主導型となっているのがNPOの現状である。

日本野鳥の会など、行政とパートナーを組んでやっているところもあるが、有償のボランティアに対する批判の声もあがっている。

パートナーシップを組む住民組織はNPOである必要はない。有償であるならば公益法人でも成り立つかもしれない。NPOの活動はやはり財政が課題である。河川行政だけを前提にこのような組織をつくると下請けになってしまう。

住民と河川行政は、お互いに補完しあう関係にある。これからの河川行政は、川だけでなく周辺の緑や生物、都市計画など総合的な視点で取り組むことが必要。また、住民もその全てを見て、さまざまな活動をするとなれば、資金源としては河川管理者だけでなく地方公共団体や企業などいろいろ考えるのではないかな。

まず第一歩として、住民組織に何ができるかを議論すべきである。

河川管理者から仕事を与えられるものではなく、施策に対して住民側からの具体的な提案があるべきである。協働から、パートナー、最終的にはリバーオーソリティとなるのが理想である。

住民参加を全国的に組織化する場合、イデオロギーに微妙な違いが出て対立することがあるため、緩やかな連帯でないと続かない。

- ・各班のとりまとめとは別に、これまで委員から説明資料(第2稿)の項目ごとに意見が出ているが、各項目に対する住民参加部会での意見は、どのようにまとめるのか。

まずは、班別の意見を取りまとめ、個別の意見については、部会長、代理、リーダー、サブリーダー、各班長の7人で調整することになるだろう。

以上

説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。最新の結果概要はホームページに掲載しております。